

[事案 24-49] 契約無効確認・既払込保険料返還等請求

・平成 25 年 1 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

証券会社を窓口として加入した変額個人年金保険について、募集人とは無面接で、契約締結意思はなかったことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 3 月に、変額個人年金保険に加入したことになるが、本契約は、募集人（証券会社職員）が、自分に面接することなく妻を通じて契約させたものであり、自分には加入の意思はなかった。また、募集人は、契約申込書を自分の子に代筆させるよう妻に言い、「明日、（契約申込書を）取りに来る」と期限を切り強要した。

さらに、申込書の「取扱者（変額保険販売資格者）の報告書」欄に「契約者・被保険者に面談し、商品内容を説明した」旨を記載しながら実際には面談、説明はしておらず、欺罔行為があった。よって、既払込保険料（500 万円）の返還と法定利息の支払いを請求する。

<保険会社の主張>

(1) 本件の加入手続は、申立人と無面接であり、また、募集人の面前での自署・押印をしていない契約申込書を受領していることから不適切であることを認め、既払込保険料 500 万円の返還には応じる。

(2) 募集人の強要及び欺罔行為については否認し、法定利息を付する法的根拠はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、本件では保険会社が、既払込保険料の返還に応じることを表明していたため、申立人の主張を、既払込保険料相当額の損害賠償請求権に対する遅延損害金の請求と解し、保険会社に法定利息の支払義務があるかについて、申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の妻、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 当審査会が認定した事実

(1) 妻は、証券会社の申立人名義口座を利用して、本契約の約 7 年前より、金融商品の取引を頻繁に行っていた。

(2) 募集人は、本契約の約 3 年前より申立人の担当となり、妻は、前(1)の取引を、募集人を通じて行った。

(3) 募集人は、申立人と面接することはなく、妻に対して本契約の内容を説明して、契約申込書を渡し、申立人の子が署名した契約申込書を妻から受取った。

(4) 申立人は、加入当時、単身赴任しており、妻より本契約の加入について聞いておらず、契約して 10 年後に本契約の存在を知るに至った。

(5) 妻は、本契約に伴うリスクについては認識していた。

2. 申立人の主張の検討

(1) 申立人は、募集人の行為は強要に該当すると主張するが、本件では、妻の自由意思をおさえ

つける募集人の言動があったかが問題になる。

募集人が子の代筆を求めたかについては争いがあるが、仮に求めていたとしても、募集人の申出を拒絶できないような言動があったと認めることはできず、また、「明日、取りに来る」との言葉のみをもってして、自由意思をおさえつけたと認めることもできないので、強要があったとの主張は認められない。

- (2) 申立人は、募集人の行為は欺罔行為に該当すると主張するが、申立人が指摘する報告書の記載は、募集人の保険会社に対する報告であり、内容に虚偽があるとしても、それは保険会社に対する欺罔となり、申立人または妻に対し、欺罔行為があったとは認められない。よって、申立人の遅延損害金の請求を認めることはできない。

3. 和解について

上記のとおり判断するが、本件は、以下の事情に配慮して和解により解決すべきである。

- (1) 本件では、契約者である申立人の契約意思は認められず、妻が申立人に無断で本契約の申込みをしたと認められ、本契約は無効であって、申立人の保険会社に対する、既払込保険料相当額の不当利得返還請求権が認められる。

この場合、保険会社が「悪意の受益者」（民法 704 条）であれば、法定利息を付加することを要するが、保険会社が、本契約の無効原因（本件では、申立人に契約締結意思がないこと）を知って契約申込みに承諾したと認めることはできないので、法定利息の付加を認めることはできない。

- (2) しかし、申立人は、長年に亘り、500 万円の運用利益（例えば、預金することによる利息の取得）を得られなかったということが認められ、一方、本件では妻の関与（夫に無断で加入等）も看過できない。

【参考】

民法 第 704 条（悪意の受益者の返還義務等）

悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。